

(参考：3月29日付け緊急アピール)

集团的消費者被害回復制度の今国会での実現を求める緊急アピール

2013年3月29日

「集团的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動

賛同47団体

【本制度に期待します】

現在、政府においては消費者庁が中心となって「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、「法律案」といいます。）の国会提出を準備しています。この法律案はこれまで情報力や交渉力の格差などのために十分な被害回復が図られてこなかった消費者被害のうち、共通する事業者の行為により同種被害が多数発生する事案について、実効的な救済をはかるものであり、私たちが長年にわたり強くその実現を求めてきたものです。これまで消費者問題に携わってきた私たちは、このような政府の取り組みを高く評価します。

【この制度は、慎重に検討され、堅実な制度設計に基づくものです】

この法律案に対して、拙速な立法であるとか、濫用のおそれがあるとか、企業の競争力を損ない経済再生のプロセスにも悪影響を及ぼすといった懸念が示されています。しかし、このような懸念は法律案が検討されてきた経緯やその内容を考えれば、杞憂であるといえます。

経過について言えば、2006年以降の国会において制度の検討を求める附帯決議が度々なされるとともに、2009年の消費者庁設置法附則では3年を目途に必要な措置を講じることが定められていました。2007年OECD理事会勧告でも消費者被害救済のための制度導入が提言されています。このような経緯のもとに消費者庁や消費者委員会において事業者団体関係者も含む有識者による検討委員会等において議論を重ねた結果を踏まえて制度案が示され、2度のパブリックコメントをふまえて、ようやく法律案として取りまとめられようとしているものであり、時間を掛けて慎重な検討を行ってきたもので、拙速との批判はまったく当たらないものです。

上記の慎重な議論の結果、この制度は、実施主体は政府から認定・監督をうける特定適格消費者団体に限られており、対象となる事案も、取引の相手方に生じる被害であって、限定された共通原因に基づいて相当多数の消費者に被害を発生させた場合に限っています。さらに、請求金額が大きくなる拡大損害や、慰謝料は請求の対象から外されるなど、濫訴の抑制、予測可能性の確保など事業者側にも十分配慮した堅実な制度設計になっています。

【本制度の今国会での実現を求めます】

政府や国会議員の方々におかれては、「国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場からつくられた法律、制度、さらには行政や政治を国民本位のものに改めなければ」ならない（福田康夫内閣総理大臣（当時）による施政方針演説（2008年1月18日））という消費者庁設置当時の理念を改めて思い起こし、集团的消費者被害回復のための新たな訴訟制度を今国会で実現していただくよう、強く求めて私たちの緊急アピールといたします。

以上

集团的消費者被害回復制度の今国会での実現を求める緊急アピール（その2）

2013年4月15日

「集团的消費者被害回復訴訟制度」早期創設運動

賛同53団体（次ページに掲載）

「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」（以下、「法律案」と言います。）について、自民党総務会や与党政策責任者会議では既に今通常国会への提出が了承され、12日の閣議決定が予定されていました。しかし、これを時機尚早とする経済団体からの意見をうけて、閣議決定が延期されたと報道されています（4月12日朝日新聞朝刊）。

私たちが先に発表した緊急アピール（3月29日付け。別紙添付）にも記載したように、この法律案はこれまで情報力や交渉力の格差などのために十分な被害回復が図られてこなかった消費者被害のうち、共通する事業者の行為により同種被害が多数発生する事案について実効的な救済を図ろうとするものです。2006年以降これまで、国会および政府内で時間をかけて慎重な検討が重ねられ、事業者側にも十分配慮した堅実な制度設計となっています。さらに今国会に向けた与党審査の過程では経済団体の懸念にも配慮した修正も加えられており、「時期尚早」「拙速」といった批判は当たらないものです。これ以上の先送りはすべきではありません。

この法律案について速やかに閣議決定を行い、集团的消費者被害回復のための新たな訴訟制度を今国会で実現していただくよう、重ねての緊急アピールといたします。

【お問い合わせ先】



〒102-0085 東京都千代田区 六番町15 プラザエフ6F
TEL.03-5216-6024 FAX.03-5216-6036
URL : <http://www.shodanren.gr.jp>

Eメール webmaster@shodanren.gr.jp

◆ 賛同 53 団体

適格消費者団体 認定 NPO 消費者支援ネット北海道
岩手県消費者団体連絡協議会
新しい消費者行政を創る宮城ネットワーク
消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ
宮城県生活協同組合連合会
福島県消費者ネットワーク
とちぎ消費者ネットワーク
埼玉県消費者団体連絡会
NPO 法人 埼玉消費者被害をなくす会
埼玉県生活協同組合連合会
消費者団体千葉県連絡会
東京消費者団体連絡センター
消費者会議かながわ
神奈川県消費者団体連絡会
消費者問題ネットワークしずおか
山梨県消費者団体連絡協議会
長野県消費者団体連絡協議会
消費者問題ネットワークながの
消費生活ネットワーク新潟
愛知県消費者団体連絡会
特定非営利活動法人 あいち消費者被害防止ネットワーク
三重県生活協同組合連合会
なら消費者ねっと
消費者ネットワークわかやま
内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
全大阪消費者団体連絡会
一般財団法人 比嘉正子記念会館
関西生活者連合会
特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
岡山県消費者団体連絡協議会
特定非営利活動法人 消費者ネット広島
特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク
鹿児島県生活協同組合連合会
消費者ネットワーク沖縄
特定非営利活動法人 NCOS
特定非営利活動法人 消費者機構日本
全国消費者協会連合会
公益社団法人 全国消費生活相談員協会
全国青年司法書士協議会
全国地域婦人団体連絡協議会
主婦連合会
全国消費者行政ウォッチネット
日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
財団法人日本消費者協会
特定非営利活動法人 日本消費者連盟
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
日本消費生活専門相談員協議会
日本生活協同組合連合会
労働者福祉中央協議会
全国消費者団体連絡会【問い合わせ先】